

別表第三の一（第十一条の三関係）

農林水産植物の種類	金額
観賞樹、果樹、林木その他の木本	九万三千円に、栽培試験に要する最も長い年数として別表第三の二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる年数を乗じて得た額
きのこ	四十二万四千元
上記以外の種類	九万三千円